

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成28年 1月13日	
【会社名】	株式会社クリムゾン	
【英訳名】	CRYMSON Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 姚 健	
【本店の所在の場所】	東京都墨田区江東橋一丁目16番 2号	
【電話番号】	03-6659-5141	
【事務連絡者氏名】	管理部部長 黒田 直樹	
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区江東橋一丁目16番 2号	
【電話番号】	03-6659-5141	
【事務連絡者氏名】	管理部部長 黒田 直樹	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	241,380,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,788,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株です。

(注) 1. 平成28年1月13日(水)開催の取締役会によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,788,000株	241,380,000	120,690,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,788,000株	241,380,000	120,690,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また増加する資本準備金の総額は120,690,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
135	67.5	100株	平成28年1月29日(金)	-	平成28年1月29日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合には、本第三者割当増資は行なわれないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社クリムゾン 管理部	東京都墨田区江東橋一丁目16番2号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 押上支店	東京都墨田区業平三丁目14番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
241,380,000	10,500,000	230,880,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本増資にかかる諸経費の内訳は、主にファイナンシャルアドバイザー費用7,950千円、第三者機関による調査費用1,200千円、弁護士費用1,000千円、登記費用等に350千円が含まれております。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
平成28年春夏商品仕入代金	165,880,000	平成28年1月～平成28年3月
海外(中国)市場開拓資金	35,000,000	平成28年7月～平成29年2月
システム入替え費用	20,000,000	平成28年5月～平成29年1月
物流投資費用	10,000,000	平成28年7月～9月
合計	230,880,000	-

(注) 支出までの資金管理につきましては、当社名義の銀行預金口座において適切に管理いたします。

当社が属するカジュアル衣料市場において、小売店が企画し販売するプライベート商品の拡大や、異常気象による季節性衣料の販売不振による店頭在庫の消化率低下など、厳しい環境下で推移しております。

当社といたしまして、現状を打破すべくブランドを中心とした企画力・提案力の向上に努めました。当期については想定の上を達成させることが出来ず損失を計上する結果となる見込みであります。しかしながら、企画力・提案力向上を目的に展示会や販売促進策及び得意先への商談などを継続させていった結果、来期にあたる平成28年春夏物商品については、概ね想定する販売計画にて推移する見込みであります。

売上原資となる商品の安定した供給を目的として、平成28年1月に約101百万円、平成28年2月～3月に約64百万円、合計約165百万円を春夏衣料の商品仕入代金として投入する見込みであります。

また、上記商品仕入代金にて資金回収した後の資金使途については、運転資金として充当してまいります。

当社は長年において日本国内でカジュアル衣料の製造・販売を行っています。しかしながら、現在において日本国内におけるカジュアル衣料市場の環境が厳しくなっていること、また、競合ブランドや価格競争などから、売上拡大には厳しい状況で推移していくと考えております。

売上拡大や新たな収益の柱の構築を目的に、海外市場開拓費用(中国)として、平成28年6月頃を事業開始の目標とし、中国国内における事務所開設に必要な初期設備費用として約13百万円、平成29年1月までの運営費用として、約22百万円、合計約35百万円投入する見込みであります。

当社は長年培ってきた商品企画やブランド展開までの工程が確立されていることや、社内人材において、中国国内における衣料関連に強いネットワークを持っており、その者達を中心となり営業活動を行うことで収益の新しい柱の構築を目的に活動を行ってまいります。

システム入替え費用として平成29年1月までに約20百万円投入予定であります。

社内基幹システムである販売管理システムに関しまして、物流システムとの連動性や、受注システムの改善が行われるたびに繰り返し修繕などを行ってまいりました。システム老朽化に伴い継続的に修繕を繰り返すことにより、手間や費用が発生してまいりました。今後継続的に修繕していく手間や費用の発生、老朽化による致命的なトラブル、セキュリティの問題の発生などを考慮し、システム入替えを行う見通しであります。

物流投資費用として平成28年9月までに、約10百万円投入予定であります。

当社は、得意先からの注文に応じて行う出荷作業や、企画した商品を在庫管理する自社物流を賃貸の倉庫で運用しており、固定費削減の見直しや、作業効率性向上などを目的とし、物流拠点の移転なども含め検討し使用する見込みであります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	國銳有限公司 (KEEN COUNTRY LIMITED)
本店の所在地	6/F SEA BIRD HOUSE 22-28 WYNDHAM STREET CENTRAL HK
代表者の役職及び氏名	董事 石蘭英 (Shi Lanying)
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
資本金	1 HKドル
事業の内容	投資業
主たる出資者及び出資比率	朱丹丹 (100%)

(注) 割当予定先の概要は、平成28年1月13日現在におけるものであります。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係は、平成28年1月13日現在におけるものです。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、カジュアルウェアの企画、生産委託（海外及び国内メーカーに対し）を行い、卸売を中心に商品販売事業を営んでおります。取扱商品のコアアイテムは、Tシャツ、トレーナーをはじめとするカットソー商品であります。また、海外のカジュアルウェア関連企業やスポーツギア関連企業よりブランドの使用許諾（マスターライセンス契約）を受け、自社の商品に使用するだけでなく、カジュアルウェア以外の商品を製造、販売する企業にライセンス供与を行うライセンス事業を営んでおります。

当社は、平成26年1月期（第30期）に債務超過の状態となりましたが、平成26年10月10日に大都（香港）實業有限公司に対する第三者割当増資を実施し、平成27年1月期（第31期）には債務超過を解消致しました。

増資で得た資金にて、運転資金240,002千円、1年内返済予定の長期借入金22,000千円、期日が到来している買掛金の支払58,000千円使用いたしました。1年返済予定の長期借入金の支払い及び、期日が到来している買掛金の支払いを実行し債務額の圧縮を行いました。また、運転資金として、商品仕入代金、直接顧客にアピールを目的としたキャンペーン型の販促展開や、当社が扱うブランドの企画商品を中心とした展示会並びに、ブランド露出を目的とした雑誌掲載などの売上販売促進費用、販売強化に伴う人件費として使用し営業活動に努めました。

しかしながら、当社が属しておりますカジュアルウェア市場におきましては、平成28年1月期の個人消費は、一部で所得の改善傾向からの回復の兆しが見られるものの、大幅な改善には至っておらず、低価格志向が強く慎重な消費行動が続くなど厳しい市場環境の中で推移しており、当社は営業活動及び企画力の強化や、中国国内の生産・物流体制の見直しを行ったものの、人件費や物価の高騰と円安に伴う商品原価の上昇等により、売上が減少し、営業損失を計上する見込みとなり、もし増資を行わない場合は、平成28年1月期に債務超過となる見通しであります。

当社といたしましては、継続的な営業赤字からの脱却の為に売上の原資にあたる商品の安定的な供給等を目的とした資金の確保が喫緊の課題となっております。

そこで、支援先を探していたところ当社代表取締役社長姚健の知人であり、今回の増資のファイナンシャルアドバイザーの紹介で朱丹丹氏を知ることとなりました。朱丹丹氏は中国でのビジネス及び投資経験は豊富で、日本での投資先を探しておられたと伺っております。

当社の事業内容、市場状況、市場における当社のポジション等をふまえつつ厳しい状況下である旨の説明を行うとともに、注力しているブランドを中心とした企画力・提案力について説明を重ね、平成28年度以降の事業見込みについての説明を行ってまいりました。結果として、事業内容及び今後の見込みに深い理解を示していただきました。

当社としましても平成28年度商品の一部である春夏物の生産が始まっている中において、生産の繁忙時期を迎える前に早急な資金の確保を行う必要がありました。しかしながら、当社の財務状況及び当社の取り巻く事業環境からすれば、金融機関からの融資による資金調達、会社の信用が低く、差入れる担保もないこと、また、社債発行

または公募増資による資金調達についても、会社の信用が低いことから、現実的に早急な資金調達は極めて困難であります。

以上をふまえ、直近の売上確保や実需期に安定的な供給を目的に、早急な資金確保を行わないといけないこともあり、また、当社事業についても理解を示していただくとともに、投資者としても魅力を感じたため、朱丹丹氏が100%株主の香港投資会社である國銳有限公司を割当予定先として選定しました。

d. 割り当てようとする株式の数

國銳有限公司 1,788,000株

e. 株券等の保有方針

割当予定先は、本件第三者割当を受けることにより総議決権数の19.99%を保有する主要株主となりますが、安定株主として当社株式を中・長期的に保有する方針であること、また、朱丹丹氏からは役員派遣の意思はなく、2年以上は当社株式を保有することを当社代表取締役社長の姚健が口頭で確認及び説明をうけております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、東京証券取引所が規定する確約書を取得しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先は、本件第三者割当を引き受ける為に必要な資金を全額割当予定先の株主である朱丹丹氏より借り入れており、朱丹丹氏の口座残高及び國銳有限公司との借入契約書を確認しております。割当予定先名義で既に香港の銀行口座に必要額以上の資金を預り金として預託していることを残高確認書をもって確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先である國銳有限公司より、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係が無いことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

また、当社は、割当予定先が暴力若しくは威力を使い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人、その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関である株式会社JPRサーチ&コンサルティング(代表者 吉野啓介 本社 東京都港区虎ノ門3丁目7番12号虎ノ門アネックス6階)に調査を依頼いたしました。

具体的には國銳有限公司について、それぞれ法人、その役員および主要株主の調査を実施いたしました。

その調査の結果によれば、いずれの者についてもこれらの情報は確認できませんでした。

そのため、当社は、割当予定先、当該割当予定先の代表者及び株主について、反社会的勢力との関わりがないものと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価格につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会の直前営業日である平成28年1月12日(火)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値(150円)に対して10%のディスカウントである135.0円と決定いたしました。当該発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議の直前営業日(平成28年1月12日(火))のJASDAQ市場における当社普通株式の終値を基準に、当社株価の変動状況、財務状況、業績見込及び事業環境を踏まえ、割当先と協議・交渉を経た上で、上記終値に10%のディスカウントを加えた135.0円と決定したものです。

また、直前営業日の当社株式の終値の額に10%ディスカウント率を乗じた理由は、次のとおりであります。当社は、長年に渡り売上が減少していることや、平成22年1月期より連続の営業損失及び経常損失を計上していること、平成26年10月に大規模増資を行ったことにより債務超過を解消したものの、平成28年1月期第3四半期現在において再び債務超過状態に至っております。企業存続のため債務超過の解消及び事業資金の確保が最重要であること、さらに金融機関及び仕入先といった取引先からの当社に対する信頼確保の見地から自己資本の増強が喫緊の課題となっております。これらを早急に解消することが株主価値の向上に資すると考えられるため、一定のディスカウントを行ったとしても、それ以上の株主価値の向上につながると考えております。

本第三者割当増資に係る取締役会決議の直前営業日の終値を発行価格算定の基準とした理由は、平成27年12月4日(金)の「平成28年1月期第3四半期決算短信」及び平成27年12月25日(金)の「平成28年1月期業績予想(非連結)の修正に関するお知らせ」の発表に関する適時開示後に形成された株価が、直近の市場価格として当社の株式の価格を客観的に反映しており、合理的であると判断したからです。

また、この発行価格は、第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成28年1月12日(火))のJASDAQ市場における当社普通株式の終値150.0円に対して10%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの直前1ヶ月間の終値の平均値158.5円に対して14.8%のディスカウント、直前3ヶ月間の終値の平均値162.3円に対して16.8%のディスカウントとなっております。直前6ヶ月間の終値の平均値169.0円に対しては20.1%のディスカウントとなっております。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)では、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6ヶ月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされております。

本件第三者割当においては、上記のとおり直前営業日の終値価額に0.9を乗じた額以上の価額を採用したものであり、本第三者割当増資の発行価格は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。

また、当該判断を行う過程で、当社監査役3名全員(全員社外監査役である)から、今回の発行価格について、上記算定根拠を含め割当予定先に特に有利ではなく適法であると言いういわゆる有利発行には該当するものではないとする取締役会の判断を相当とする意見を受けております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当による募集株式の数は1,788,000株(議決権17,880個)であり、平成27年10月31日現在の当社の発行済株式の総数7,214,000株(議決権71,554個)に対して、24.78%(議決権における割合24.98%)に相当し、一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社が本増資を行わない場合、平成28年1月期で債務超過となり、上場廃止基準に係る猶予期間入りとなり、平成29年1月期においても債務超過が解消されない場合は上場廃止となりますので、債務超過解消が不可欠であります。当社の存続のために本件第三者割当を行い、財務体質の改善及び経営基盤の強化をはかることは、会社の信用回復になり、既存得意先及び新規取引先との取引拡大に繋がり、当社の業績拡大、ひいては企業価値向上に寄与するものと考えており、本件第三者割当による資金調達で既存株主様の株式価値の減少を最小限に留める最良の手段と考えております。

本第三者割当増資による資金調達が当社の自己資本比率の向上による財務体質の強化を図ることができ、業績の改善による企業価値の向上となり、既存株主の皆様利益に資するものと考えており、合理性があると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
DADU (HONG KONG) CO., LIMITED (常任代理人DADU (Tokyo) CO., LIMITED Director DENG MINGHUI)	ROOMC, 3/F, CAMERON COMMERCIAL CENTRE, 468 HENNESSY ROAD, HONGKONG (東京都文京区)	2,972,500	41.54%	2,972,500	33.23%
國銳有限公司	6/F SEA BIRD HOUSE 22-28 WYNDHAM STREET CENTRAL HK	-	-	1,788,000	19.99%
茂木 眞一	東京都墨田区	1,717,300	24.00%	1,717,300	19.20%
HSBC BROKING SEC. (ASIA) (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	3/F HITCHISON HOUSE 10 HARCOURT ROAD. CENTRAL HONG KONG. (東京都中央区日本橋3-11-1)	735,000	10.27%	735,000	8.21%
君島 慧明	東京都目黒区	58,400	0.81%	58,400	0.65%
井出 雅一	福岡県宗像市	49,400	0.69%	49,400	0.55%
木津 正男	千葉県市川市	49,000	0.68%	49,000	0.54%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	44,200	0.61%	44,200	0.49%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2- 10	43,300	0.60%	43,300	0.48%
太田 勝則	東京都葛飾区	31,100	0.43%	31,100	0.34%
計	-	5,700,200	79.63%	7,488,200	83.72%

(注) 1 平成27年7月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 上記のほか当社所有の自己株式株58,200株があります。

3 次の法人から、平成24年2月6日付で大量保有報告書の提出があり、平成24年1月31日現在で以下の株式数を保有している旨の報告を受けております。この持分は株主名簿上の所有者はHSBC BROKING SEC. (ASIA) (常任代理人 香港上海銀行東京支店) となっておりますが、実質的所有者は勝時国際物流有限公司であることを勝時国際物流有限公司へ50%出資しております当社代表取締役社長の姚健に口頭にて確認いたしております。当第2四半期会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数については、書面等では確認出来ませんので、上記「第三者割当後の大株主の状況」では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
勝時国際物流有限公司	UNIT 3312 33/F SHUI ON CENTRE 6-8 HARBOR ROAD WANCHAI HK	735,000	8.21%

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第31期)及び四半期報告書(第32期第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年1月13日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成28年1月13日現在)においても変更の必要はないものと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書提出日(平成27年4月24日)以降、本有価証券届出書提出日(平成28年1月13日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成27年4月28日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成27年4月23日開催の第31期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 定時株主総会が開催された年月日

平成27年4月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役として姚健、宮下孝春、宇野雄一郎、椎名一郎、北山淑子を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として太田明を監査役に選任するものであります。

第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、監査法人元和を会計監査人に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 取締役5名選任の件					
姚 健	50,782	781	-	(注) 1	98.48
宮下 孝春	50,793	770	-		98.50
宇野 雄一郎	50,788	775	-		98.49
椎名 一郎	50,785	778	-		98.49
北山 淑子	50,785	778	-		98.49
第2号議案 監査役1名選任の件	50,798	765	-		98.51
第3号議案 会計監査人選任の件	50,806	757		(注) 2	98.53

(注) 1 議決権を行使できる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(注) 2 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本定時株主総会前日までの議決権行使分と、当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本定時株主総会に出席した株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部株主に係る議決権の数は加算していません。

(平成27年6月9日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年6月3日

(2) 当該事象の内容

当社は、為替相場の変動による為替差損を平成28年1月期第1四半期決算において、営業外費用に計上することとなりました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成28年1月期第1四半期(自平成27年2月1日至平成27年4月30日)の四半期損益計算書において為替差損2百万円を営業外費用に計上する予定であります。

（平成27年9月4日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年8月28日

(2) 当該事象の内容

当社は、為替相場の変動による為替差損を平成28年1月期第2四半期決算において、営業外費用に計上することとなりました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成28年1月期第2四半期（自平成27年2月1日至平成27年7月31日）の四半期損益計算書において為替差損190万円を営業外費用に計上する予定であります。

（平成27年12月8日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年12月2日

(2) 当該事象の内容

当社は、為替相場の変動による為替差損を平成28年1月期第3四半期決算において、営業外費用に計上することとなりました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成28年1月期第3四半期累計期間（自平成27年2月1日至平成27年10月31日）の四半期損益計算書において為替差損900万円を営業外費用に計上する予定であります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第31期)	自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日	平成27年4月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第32期 第3四半期	自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日	平成27年12月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年4月23日

株式会社クリムゾン

取締役会 御中

ケイブリッジ公認会計士共同事務所

公認会計士 生明 真

公認会計士 森 智広

< 財務諸表監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クリムゾンの平成26年2月1日から平成27年1月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クリムゾンの平成27年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年10月において、第三者割当増資により債務超過は解消されたものの、当事業年度において売上高594,592千円、営業損失137,318千円、経常損失193,464千円、当期純損失100,411千円を計上していることから、本格的な業績回復には至っておらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社クリムゾンの平成27年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、私たちに内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、私たちの判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、株式会社クリムゾンが平成27年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年12月11日

株式会社クリムゾン
取締役会 御中

監査法人元和

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 塩野 治夫 印指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 山野井 俊明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クリムゾンの平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第32期事業年度の第3四半期会計期間(平成27年8月1日から平成27年10月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成27年2月1日から平成27年10月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クリムゾンの平成27年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第3四半期累計期間においても営業損失182,184千円、経常損失186,417千円、四半期純損失187,571千円を計上し、136,705千円の債務超過の状態になったことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成27年1月31日をもって終了した前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して平成26年12月12日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成27年4月23日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。